

巡回診療等の実施に係る手続

事 項	熊本県内に開設する病院等の事業として巡回（診療・健診）を実施する場合 ※熊本市で巡回診療等を実施する場合は、熊本市保健所の規定によること。		
様 式	実施届 巡-1 変更届 巡-2	標準処理期間	—
根拠法令	—	令 —	規則 —
	<ul style="list-style-type: none"> ●「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」及び「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について(平成24年10月1日医政発1001第7号) ●巡回診療の医療法上の取り扱いについて(昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局長通知) ●「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」(平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知) 		
提出部数及び時期	1部 事前(概ね10日前)	手数料額	不要
添付書類 (様式任意)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 移動診療施設を利用する場合は、その構造概要がわかる平面図と自動車検査証の写し (2) 病院等の開設者が法人の場合は、定款又は寄付行為 (3) 実施計画書は、別紙様式又は別紙様式の項目を満たすもの(A4サイズ) 		
手続方法	<ul style="list-style-type: none"> (1) 診療所開設の手続は不要であるが、巡回（診療・健診）実施届（巡-1）を提出すること。 (2) 実施届は年度当初及びその後6か月を超えない期間ごとに提出させるが、添付書類の(1)と(2)については年度当初だけでよいこと。 (3) 実施計画書に記した医師又は歯科医師である実施責任者をして、当該巡回診療を担当する病院又は診療所の管理者の指揮監督のもとに医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に沿って巡回診療を管理させること。 (4) 巡回診療を行うに当たっては衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意すること。 (5) 提出した計画書に変更があった場合は、巡回診療実施前に、巡回診療実施計画変更届（巡-2）を提出すること。 (6) 実施計画書は巡回診療を実施する全保健所に、添付書類は巡回診療が最初に実施される地区を管轄する保健所に提出することで足りること。 (7) 実施する病院等の通常の診療に支障が生じないことが確認できること。 		
届出受付時の留意事項	<p>この取扱いは、下記の場合にのみ適用するものとし、その他の場合は診療所の開設許可又は開設届の手続を要すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 病院等の事業として行われるものであること。 ② 巡回診療の実施主体である病院等の所在地が熊本県内であること。 ③ 巡回診療車又は巡回診療船において診療を行うことができる構造となっているもの以外の施設を利用する場合は、定期的に反復継続（概ね毎週2回以上）又は一定の地点で継続（概ね3日以上）して行われないものであること。 		

「巡回診療・巡回健診実施届」の記載要領・添付書類チェックリスト

* 確認が済みましたら、□に✓を記入してください。

保健所 使用欄	申請者 使用欄	項目 1	記 載 要 領
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	名称	病院又は診療所の名称を記載。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所在地	住居表示に従い、省略せずに記載する。(ビル等の中に開設している場合は、ビル等の名称、階数、室名まで記載)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	電話番号	病院又は診療所の代表番号を記載する。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	F A X	F A X 番号を記載する。電話と共用の場合は「同左」と記載。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	管理者の 氏名	管理者の職 (医師又は歯科医師) と氏名を記載。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 診療科	診療を行う診療科名をすべて記載。 ※健診の場合は、「内科等」でも可。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 実施目的	該当するものに「r」を入れる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 費用の 徴収方法	委託を受けて実施する場合は、委託者を明記。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 移動健診 施設を利用 する場合	台数を記載。 なお、健診車の平面図、自動車検査証の写しについては、届出の 当該年度内にすでに提出済の場合は省略できるものとする。

保健所 使用欄	申請者 使用欄	確 認 事 項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1	実施計画表には、必要項目に記載漏れはないか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2	届出様式の項目3「実施目的」がア～カのみの場合は巡回健診届、キ (その他) 診療を行う場合は、巡回診療届としているか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3	実施計画は、病院等の通常の診療に支障がないよう組んでいるか。 ※支障がでる恐れがある場合は、巡回 (診療・健診) 従事者を別途確保する。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4	当該年度最初の届出の場合で、開設者が法人の場合は定款又は寄付行為の写しを添付しているか。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5	実施場所は衛生上、防火・保安上の安全と認められる場所が選定されているか。

保健所 使用欄	申請者 使用欄	確 認 事 項	
		熊本県内に開設している診療所が巡回診療・健診の実施のみを目的とする場合	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1	直近6カ月以内に巡回診療又は巡回健診を実施しているか。 ※実施報告書 (書式は任意) を添付すること。
			上記に該当しない場合、原則として開設許可手続 (手数料19,000円) が必要。 ※医師又は歯科医師個人が開設する診療所の場合は開設届 (手数料なし) が必要。

(根拠) 巡回診療の医療法上の取り扱いについて (昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局長通知)

第2の1の(6)

開設の許可をなすにあたっては、当該巡回診療を行なうためにのみ許可されること及び(二)のイに記した実施計画が引き続き提出されない場合であって、正当な休止の理由のない場合には、廃止されたものとする旨申請者に承知させること。